

司法修習委員会（第30回）議事録

1 日時

平成27年11月17日（火）午後3時00分から午後4時40分頃まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員）井窪保彦，稲川龍也，今田幸子，木村光江，小泉博嗣，酒巻匡，高瀬浩造，高橋宏志（委員長），瀧澤泉（敬称略）

（幹事）井田良，畝本毅，木崎孝，清藤健一，小林克典，佃克彦，西山卓爾，細田啓介，三角比呂，森本宏，門田友昌，吉崎佳弥（敬称略）

4 議題

（1）意見交換

司法修習の在り方について

（2）今後の予定について

5 配布資料

（資料）

53 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果

6 議事

（1）委員・幹事の交替

鎌田委員，山名委員に替わり，木村委員，小泉委員が，伊藤幹事，大須賀幹事，木村幹事，設楽幹事，永野幹事に替わり，沖野幹事，木崎幹事，清藤幹事，佃幹事，森本幹事が新たに任命された旨の報告

（2）報告

（吉崎幹事）

吉崎幹事から，司法修習の実施状況等について報告がされた。

また，吉崎幹事から，第68期司法修習生の貸与申請の状況について，平成

27年9月27日現在で、合計1252件の貸与申請がされており、司法修習生全体の約71.1%に当たること、第68期司法修習生に対する兼業許可の状況について、同年7月31日現在で、270件を許可していることの報告がされた。

(木村委員)

貸与申請の状況については、前年度の第67期と比べるとどうだったのか。第67期ではもう少し割合が多かった気がするが。

(吉崎幹事)

第67期では、修習終了時点である平成26年11月27日現在で、貸与申請者の割合が約76.7%であった。なお、先ほど御紹介した第68期の割合(約71.1%)は9月27日現在なので、集計時期には差があることに留意されたい。

(木村委員)

以前は割合がもっと多かったように思うが、貸与申請をする修習生の割合が減ってきている理由について、何か把握されているか。

(吉崎幹事)

減っている原因について詳細な状況把握ができていない。ちなみに、65期と66期では、貸与申請者の割合は80%を超えていた。

(高橋委員長)

兼業が許可された事案については、従来どおり、後輩に対する教育指導に関するものが中心なのか。

(吉崎幹事)

先ほど第68期司法修習生に対する兼業許可の件数が270件であると申し上げたが、そのうち、法科大学院等における教育指導の122件(45.2%)及び司法試験予備校等における答案添削、採点等の120件(44.4%)が、二つの大きなカテゴリーを形成しているものと承知している。

(3) 意見交換

(高橋委員長)

第68期から実施された導入修習について、特に分野別実務修習に与えた影響等といった観点から、一つ目として、本年7月に実施した司法修習生指導担当者協議会での協議の状況、二つ目として、修習生に対して再度行ったアンケート調査の結果等について、吉崎幹事から報告をお願いします。

(吉崎幹事)

導入修習に関する状況等につき、御説明する。

なお、導入修習については、前回の本委員会において分野別実務修習が円滑に行えるようにすることも含め、導入修習の効果について引き続き検証することが取りまとめられている。

このことを踏まえた上で、まず、指担協の協議結果の概要について御報告する。

導入修習実施による分野別実務修習への影響、すなわち導入修習の実施により分野別実務修習が円滑に行えたかについては、本年7月に開催した指担協において、民裁、刑裁、検察、弁護の各分科会ごとに協議がなされ、全国の指導担当者の印象や認識を伺いつつ、意見交換を行った。以下、その内容を簡単に御紹介する。

まず、各分科協議を通じて、導入修習の成果として、指導担当者が見た分野別実務修習に臨む修習生の意識についての指摘があった。民裁では、導入修習において実務の基礎知識・能力の不足に気付いたことで、記録検討、傍聴、起案に積極的に取り組んでいこうとの動機付けができていたとか、刑裁では、自己の法的知識・能力の不足にきちんと気づき、自学自修をする意識ができていたなどと、また、検察では、検察官の職務や検察修習でどのようなことをしなければならないかということについて、当初から大まかにイメージした上で実務修習に臨んでいたとか、弁護では、実務

修習で意識して見てくるべき点について導入修習で指導を受けたことで、実務修習の実が上がったなどの指摘があったところである。

また、導入修習での学修による成果としては、民裁においては、記録の読み方、主張分析の要領、事実認定の基本的な枠組みをそれなりに分かった上で実務修習に臨めていたとか、刑裁においては、証拠構造の考え方、供述の信用性を考える上での着眼点、量刑の基本的な考え方などといったことを一通り学んでいることで、問題意識を持って事件傍聴がされるようになり、裁判官と修習生とのやり取りもスムーズになったとか、検察においては、犯人性、犯罪の客観的構成要件要素・主観的構成要件要素、違法責任、情状といった、基本となる論述構成が理解されていたとか、弁護においては、以前より、形式も中身も全く分かっていない「大外し」をする起案が少なくなったなどの指摘がされた。

他方で、民裁においては、記録の読み方を理解してきてはいたが、必ずしも記録の検討の度合いが向上していたわけではないように思われたとの指摘があり、刑裁においても、被告人の弁解の信用性から検討を始めるなど、基本的な理解が依然不十分な者が見受けられたとの指摘もあった。また、民裁、刑裁において、事実認定においてマニュアル思考が見受けられるとの指摘があったほか、検察において、導入修習を通じて、終局処分の処理の手法の大枠を身に付けてきているのはよいが、どのような事件でもこれを詳細に行おうとする者がいるとの指摘があり、弁護においても、法律知識が高まったとか大事な事実を拾えるかといった中身の面で変化があったとは確認できなかったとの指摘もあった。

次に、導入修習が実施されたことで、実施前よりも分野別実務修習が短縮された影響については、いずれの分科協議においても、実務修習期間短縮の悪影響はさほど感じないとの指摘が多かったところである。むしろ、刑裁、弁護では、合同修習がなくなって連続的に指導できるメリットがあ

るなどと、また、検察では、導入修習により基本的な知識の理解を得ていることにより、各クール開始後早期に事件を修習生に割り振って検討を始めさせることができ、修習期間の短縮化による影響はなかったなどと、それぞれ導入修習実施によるメリットを指摘するものも少なくなかった。

もっとも、刑事の指導担当者から、期間が短くなったため、裁判員裁判が傍聴できなくなる事態が発生しているとか、弁護の指導担当者から、分野別実務修習の期間が短くなると、傍聴させた民事事件の次回期日の手続をその期間中に傍聴させることがますます困難となるなどといった指摘もされている。

最後に、指担協の各分科協議では、導入修習のカリキュラム等に対する指導担当者から見た要望等として、例えば、検察においては、公判修習を意識したカリキュラムも入れてほしい、責任能力について基本的な知識や判断方法等を知らないことから、その点に配慮したカリキュラムを入れてほしいなどと、弁護においては、戸籍簿や登記関係事項書の見方を身に付けるカリキュラムがあるとよいなどといった、指導内容の更なる充実を求める意見も出された。もっとも、一方で、検察において、修習生の消化能力や導入修習の期間からして、現在以上の内容を導入修習に盛り込むのは無理があるように見えると、弁護において、カリキュラムが多く、これについていくのがやっとだったとの感想を述べる修習生が少なからずいたといった指摘もあった。

次に、導入修習の受け手である第68期司法修習生に対して行ったアンケート調査の結果を御報告する。

前回の本委員会においては、主として、導入修習の目的のうち、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせるとの点を踏まえて実施したアンケート調査（第1アンケート）の結果を御報告した。今般、主として、導入修習のもう一つの目的である、実務修習を円滑に行え

るようにするという点を踏まえ、分野別実務修習を終えた第68期の修習生に対して、集合修習の冒頭にアンケート調査（第2アンケート）を実施した。

資料53が、第2アンケートの実施結果に関する集計である。その冒頭に記載があるとおりに、修習生1756人中1678人が回答しており、回収率は約95.6%となっている。

第2アンケートの問1は、分野別実務修習開始後終了時点までの間の自学自修の状況について質問したものである。問立てとしては、第一に、導入修習を通じて自らの知識・能力に不足を感じたかどうかを尋ね、第二に、不足を感じたと回答した者に限り、分野別実務修習中に自学自修に取り組んだかどうかを尋ね、第三に、取り組んだと回答した者に限り、その内容を尋ねるという構成とし、尋ねる項目である「知識・能力」については、資料53の図表1-1の各項目を掲げた。この項目は、第1アンケートでも同じものを用いていたところである。

図表1-1は、青色と赤色の棒グラフを合わせた長さが「知識・能力」に不足を感じた割合、そのうちの青色の棒グラフが実際に自学自修に取り組んだ割合をそれぞれ示している。青色と赤色の棒グラフの合計である不足を感じた割合が最も多かったのが「事実認定の知識等」で、81.8%の修習生が知識・能力に不足を感じたとしており、これは第1アンケートにおける結果である約80%からやや増加している。不足を感じた割合が次いで多かったのが「刑事訴訟手続知識」で76.9%であり、第1アンケートの60%超から増加している。次に多かったのが「要件事実の考え方」で73.4%であり、第1アンケートの約70%からやや増加している。逆に、不足を感じた割合が最も少なかったのが「刑事実体法の知識」で53.1%であり、第1アンケートの約40%から増加している。多くの項目において、知識・能力に不足を感じた割合が第1アンケートよりも第2アンケートの方が上がっており、特に、「民事実体法の知識」、「民事訴訟法の知識」、「刑事実体法の

知識」,「刑事訴訟手続知識」といった民事・刑事の各実体法・訴訟法に関する知識面での上がり方が,いずれも10%超の上昇となっており,目立つところである。

また,自学自修の内容を集計したものが,資料53の図表1-2である。「導入修習の復習」が第1アンケート時よりも30ポイント程度下がっているが,その他の点については第1アンケートとほぼ同様の傾向が見られる。

次に,第2アンケート問2の結果について御説明する。問2は,導入修習の各カリキュラムが分野別実務修習を行うに当たってどの程度役に立ったかについて尋ねたもので,導入修習が分野別実務修習の円滑な実施に役立ったか否かを,修習生の側から見たものである。選択肢としては,「役に立った」,「少しは役に立った」,「あまり役に立たなかった」,「役に立たなかった」という四つを設定した。この問いに関する全体の集計結果が図表2-1である。これは,カリキュラムのうち一つでも「役に立たなかった」ものがあると答えた者の割合を示したものであり,その割合は全体の10.3%に止まっている。

また,個々のカリキュラムに関する集計結果は,図表2-2のとおりである。これを見ると,分野別実務修習に「あまり役に立たなかった」又は「役に立たなかった」といった消極的な回答が特定のカリキュラムに極端に集中しているということではなく,分散していること,多くのカリキュラムで,「役に立った」とする割合が50%をやや欠ける程度から50%を上回る数値となっており,「少しは役に立った」を加えると,ほとんどのカリキュラムにおいてその割合が8割を超えていることが見て取れる。

最後に,問3として,導入修習で実際に行われたカリキュラム以外に学んでおきたかったことがあるかどうかを尋ねたが,図表3のとおり,「ない」という回答が72.1%,「ある」という回答が16.6%となっている。

「ある」と回答した者にはその内容を自由記載の方法で記入することを求

めているが、「ある」と答えた者のうち内容の記入があった者は278人中266人で95.7%であり、全回答者との比較では15.8%に当たる。

自由記載欄において回答数（延べ人数）が多かった項目は、順に、「起案の書き方・手法」が54人、「事実認定」が33人、「倒産法の知識」が32人、「民事執行・保全法の知識」が23人、「訴訟手続一般」が19人となっている。

なお、「起案の書き方・手法」を挙げた者には、「起案の型を示してほしい」、「どのように書けば評価が高いかといった具体例を知りたい」、「模範答案がほしい」、「起案時の詳細な注意点」といった内容の記載をした者もいた。

以上が第2アンケートの集計結果の概要であるが、第1アンケートと同様、あくまで司法修習生自身がどう感じたかを問うていて、一連の回答に高い客観性があるとまではいい難い面があることについて留意する必要があると、導入修習の在り方については今後も適時適切な検証を加えていく必要があると考えている。

指担協の協議結果及びアンケート結果を踏まえた導入修習の効果検証という観点から、委員からの御意見を賜れればと思う。

私からの報告は以上である。

（高橋委員長）

指担協の協議結果と導入修習後の状況等に関する修習生アンケート結果、どちらからでも結構なので、御意見を伺いたい。

（龍澤委員）

指担協の協議結果については、各分科会とも積極的に取り組んでいこうとの動機付けができていたとか、基本的な枠組みがそれなりに分かっていたといった指摘がされており、導入修習の二つの目的については成果を上げているということができると思う。それ以外にも消極的な評価として、記録の読み方を理解してきてはいたが、記録の検討の度合いが向上していたわけでは

ないというような意見もあったが、導入修習と分野別実務修習の役割分担を考えると、導入修習で全部やるということはできないし、それは相当でもないと思われる。

導入修習で新たにこういったことをやった方がよいといった声については、中にはカリキュラムを工夫することで実現できるものもあるが、あまりあれこれ詰め込むと、かえって導入修習の位置付けが曖昧になるので、その辺の仕分けをしながら、本来の目的に沿って運用していくべきだと思う。

(門田幹事)

先ほどの御報告によれば、導入修習の成果について積極方向の評価と消極方向の評価がそれぞれあったようであるが、こういった評価を発言した庁の比率はどうなっているのか。両者の数はおおむね拮抗しているのか、そうでもないのかといった点について御説明いただきたい。

(吉崎幹事)

実際の協議の内容は、現場にいらした上席教官の幹事の皆様から御紹介いただくとして、全体の発言内容を見た上で取りまとめをした者の立場として御紹介すると、消極的な回答が積極的な回答よりボリュームが大きいとか、積極的な回答に匹敵する程度あったということではなく、消極的な評価はごく一部の庁による発言であったと承知している。分科会ごとに若干の違いはあるかもしれないが、印象としては今述べたようなものである。

(細田幹事)

刑事裁判の分科会では、どちらかというとも積極的な評価をする意見が多かったが、修習生は変わっていないとの意見もなくはなかった。修習生によってバラツキがあり、総合的な評価が難しいとの意見もあった。導入修習の評価については、改めて分析する必要があると感じた次第である。

(三角幹事)

瀧澤委員から記録の検討の度合いが向上していたわけではないとの意見に

ついてコメントをいただいたので、指担協での議論の状況を御紹介すると、確かにこうした指摘をする声もあったが、多くの声は、瀧澤委員の御指摘にもあったとおり、導入修習の目的からすると、これに多くを求めすぎるのは問題であるとの意見であったし、教官室からも同様の御説明をして、そのような御理解をいただくように努めたところである。

(畝本幹事)

検察分科協議の内容について御紹介すると、東日本と西日本を合わせて相当長時間にわたって議論がなされたが、数的には圧倒的に多くの指導担当者から、導入修習をやってよかったとの声をいただいた。ネガティブな評価というものも、「こういった点が目についたが、導入修習との関係はよく分からない。」との意見が散見されたというものである。導入修習との因果関係は、事柄の性質上、元々分かりにくいものであろう。

(木崎幹事)

消極的な評価については確かにあったが、その数はごくわずかであったし、単位会としての意見というよりは、代表として来られた出席者の方が単位会の多くの指導担当弁護士から意見を聞いた中で、一部にこういうものがあったという指摘である。弁護士会の場合は指導担当弁護士の数が多いので、色々な意見が出てくるという側面はあろうと思う。総じてプラス評価をいただいたという認識である。

(今田委員)

アンケートの結果について、学修経験を積むことで、自らの不足を自覚する者の比率が上がったという点は大変興味深く、それ自体導入教育の意義なのだろうと思って、関心を持ったところだ。一点お尋ねしたいが、第1アンケートの結果において、知識・能力が不足していた理由として、「法科大学院で学修していない」との選択肢を挙げる者が2割程度いたという結果が出ているが、この点についてはどう解釈すればよいのか。

(吉崎幹事)

第1アンケートにおいては、知識・能力のうち、どの項目について学修していなかったのかという個別の項目の特定をせずに、能力・知識が不足していた理由の回答を求めていたため、御質問に対してダイレクトにお答えすることは難しい。

(高瀬委員)

この委員会では即日起案が有効であろうということを随分議論したが、アンケート結果で起案について高い評価が出たというのは、ここでの議論の成果が上がっているものと理解してよいと考えている。

質問が二つあり、一つ目は、今回の導入修習によって修習生の能力のバラツキが拡大したのか、あるいは縮小したのかという点で、できる人はもっとできるようになって分野別実務修習が非常にやりやすくなった、あるいは元々うまくやれなかった人が導入修習によって底上げされたということがあるのか。

二つ目は、マニュアル思考の修習生が目立つということだが、導入修習があったことでマニュアル思考になったのか、あるいは、元々がマニュアル思考の修習生が導入修習に来たのか、また、マニュアル思考の状態分野別実務修習に入って、マニュアルでは役に立たないということを研さんしてもらうということか。

(細田幹事)

一つ目の点について思いつくところを述べさせていただくと、指担協で出た発言も、発言自体にバラツキがあったところである。できない修習生はできないとの意見もあったが、底上げされたとの意見もあった。上位層には響いたとの意見もあった。各庁の指導担当者は、自分の目の前の修習生をイメージして発言しているので、バラツキが生じるのは仕方がない。総合的にどう見るかについては、効果はそこそこに出ていたとの意見が強かったとは思

うが、修習終了時の仕上がりがどうなるかも見てみたいと思っている。

(高橋委員長)

弁護分科協議では、「『大外し』をする起案が少なくなった。」との意見が出ていた。これなどはバラツキが少なくなったとの方向の意見であろう。他にも現場の方々からの意見を御紹介いただければと思う。

(三角幹事)

基本的には細田幹事の御発言と同じで、バラツキが拡大したか、縮小したのかというのは、修習終了時まで通して見てみないと分からないというのが率直な感想である。あるいは、この期だけでよいのかということもあり、しばらく様子を見てみないと実際のところはよく分からない。感想めいた話は指担協の場でも色々出ていたが、それは目の前の修習生を見ての個々の事象なので、分からないと申し上げるしかない。

マニュアル思考に関しては、今期に限らず従来から修習生にはそういった傾向が見られるというのが教官の感想であった。しかしながら、実際の法律問題というのはマニュアルによって解決できるものでもないもので、マニュアル思考ではなく、持っている知識を実際の事案に当てはめて、自分の頭で考えていきましょうということは現場でも繰り返し指導してきているはずであるし、今後も、修習生が実際の事件を取り組むに当たって少しでも自分の頭で考えさせるように引き続き指導して参りたい。

(井窪委員)

委員長の御指摘のとおり弁護分科会で「『大外し』をする起案が少なくなった」との意見が出たことから分かるように、導入修習が全体の底上げに繋がっているところは間違いなくあるだろうと思う。

ただ、それを前提として申し上げれば、私自身としては、導入修習の目的はこのように能力が不足している人の能力を補完する点にあるとは考えていない。それを言うならば、15日の導入修習はおろか、1年の修習期間でも

身に付けられる能力というのは元々限られている。これまでも散々議論してきたところだが、司法修習が法律実務家の養成を目的としている以上は、最も大事なものは、自分の能力の不足・限界を自覚させて、主体的に努力する気概・意識を醸成させる点にあり、導入修習はその目的を十分に果たしていると思われる。私が個人的に話を聞いた指導担当弁護士も、おしなべてその点は評価をしている。

先ほど指担協で消極的な意見も出たということであったが、それはそのとおりだろうが、私の認識しているところでは、それは、積極的に消極的な意見を述べておられるわけではない、つまり、導入修習の効果を認めた上で、できればこうしてほしい、ああしてほしい、こういった問題もあるのではないかと、というような御指摘をいただいているのではないかと思う。

したがって、全体として申し上げれば、導入修習は所期の効果を上げつつあるのではないかと思われる。もちろん1回や2回で完成形を求めるというわけではないが、ここに出ている指担協での指導担当者の意見や、アンケートでの修習生の意見も踏まえて、教官の先生方に更に良いものにしていただけたらと考えている。

それとともに、導入修習の目的からすると、何から何まで教えればよいというものではないだろう。それをやり出しても所詮は限界がある。アンケート結果でも、実務修習を経た後の方が不足の自覚が強まっているということだが、それは導入修習の一つの効果であるといえるだろう。実務家になったら、全ての人が知識・能力が全然足りないと思うはずであるし、そう思わないようであれば問題であろう。そう考えると、指担協の意見もアンケートの結果も、手前味噌ではあるが、導入修習の目的・意義に即したものになっているといえるのではないか。

(酒巻委員)

やはり人を育てるのは長いスパンで見てどうかというところがあるので、

このアンケートなどについては、5年ぐらいは同じような調査をしていただきたい。

導入修習が終わった段階のアンケートと今回のように集合修習の段階でのアンケートをやっていくうちに、導入修習の15日をどう使うか、例えば指導担当者の側から、ここは法科大学院で済ませておいてほしい、そうすると司法修習で取り扱える事柄にもっと余裕ができるだろう、といったことが分かってくると、法科大学院側としても大変ありがたい。そういった点を実務基礎科目にも反映できればよいと思う。

(高橋委員長)

第1アンケートで知識等の不足の理由として法科大学院で学修していない点を挙げる回答があったということだが、法科大学院にいる私の立場からすると、そういう事実はないはずで、当該修習生が聞いていなかっただけのようと思われる。法科大学院の学生はどうしても司法試験を中心に物を考えるので、弁護士になったらこうだとか裁判官になったらこうだということは当面の関心がない。こちらとしてはしゃべっているつもりでも、聞いた方は忘れていないのかとの仮説を持っている。酒巻委員は、この点いかがか。

(酒巻委員)

司法試験の科目は法律基本科目なので、必修科目として実務基礎科目があり、実務家教員に教えてもらっているはずではあるが、やはり目の前にある司法試験に頭が行くのはやむを得ないところがある。こっちは教えたつもりでも修習生の認識から抜けているということもあり得る。そういう意味でも、導入修習では、法科大学院の実務科目で学んだ事柄を刺激してもらうことになるだろう。

(高橋委員長)

高瀬委員御指摘のマニュアル思考の点は、法科大学院の学生も同様にマニュアル思考が強い。教員の方はこれをどう打破しようかと思っているのだが。

高瀬委員が言われたように、最終的にはどこかの段階でマニュアル思考では十分ではないことに気付いてほしいが、それを打破できない人もいる。これは法律家の一生の課題であろう。

酒巻委員が言われたように、今後じっくりと検証に取り組んでいこうということではあるが、第68期から第69期にかけて一部カリキュラムを変えたと聞いているので、御紹介いただきたい。

(木崎幹事)

民弁教官室では、第68期の導入修習を終え、アンケート結果から見た反省をもって、第69期から導入修習のカリキュラムを若干変えた。

第68期では民弁講義1のカリキュラムでしか民事保全・執行を扱っていなかったが、第69期では、これに加えて民弁講義2のカリキュラムのうち50分程度も充てることにして時間を延長した。

その理由を御説明すると、例えば資料53の図表2-2でも、民弁講義1の民事保全・執行については、「あまり役に立たなかった」や「役に立たなかった」との回答が比較的多かった。170分の講義で一応万遍なく教える内容であったが、民事保全・執行については、法科大学院では学修していなかった修習生が多く、事前に課題を与えて検討させてはいるものの、講義をしていても本当にちんぷんかんぷんなのだなというような状況だった。そこを反省して、もう少しゆとりを持ってやりましょうということで、時間を延ばすことにした。

それとの関連で、資料53の図表2-2を見ると、「役に立たなかった」との回答が一番多いのが弁護士倫理を取り扱った民弁講義2であり、弁護士倫理は法科大学院で十分に勉強したという修習生も多かったことから、わざわざ導入修習でこれをやるよりも、保全・執行にその時間を回した方がよいだろうということになった。

(三角幹事)

「裁判官の役割・職務・心構え等」のカリキュラムであるが、第2アンケートの結果は、「少しは役に立った」までを含めれば7割以上の修習生が積極的な評価をしており、必ずしも消極的な感想が多かったとまでは考えていない。ただ、確かに他のカリキュラムと比して「役に立った」の割合が低く、また、自由記載欄には、「抽象的な内容であり、実務修習に具体的に役に立たなかった」、「裁判官志望ではないので、あまり役に立たなかった」などといったコメントがいくつか見られた。

このカリキュラムは、裁判の現場で分野別実務修習を行う以上、裁判官がどのような役割・職務を担い、どのような心構えで日々の実務に当たっているかを導入としてきちんと理解してもらうことが必要であり、そして、それらは、どのような実務法曹を目指すにせよ、理解しておくことが将来的にも有用であるという狙いから設けたものである。しかし、人気の高かった即日起案・講評といったカリキュラムに比べると、目に見えて役に立つという内容ではないことから、「役に立った」との割合が他のカリキュラムに比して相対的に低く、先ほど御紹介した「抽象的な内容であり、実務修習に具体的に役に立たなかった」といった感想が出たものと思われる。また、「裁判官志望ではないので、あまり役に立たなかった」とのコメントについても、表題が「裁判官の…心構え等」などと読めること、内容面でも裁判所の組織の説明や裁判官の職務内容等の説明もあることから、進路として裁判官に興味がある修習生に向けた話であると誤解した者もいたかもしれない。そのため、第69期のカリキュラムでは、誤解を解くという意味で、表題から「心構え」の部分を削除することとし、また、各修習生の進路にかかわらず、このような話を聞いておくことの意義が分かるような指導内容とするよう注意を払っていきたいと考えている。

(高橋委員長)

民事保全・執行については、法科大学院の授業でも勉強しておくように学

生に言うが、なかなか勉強してくれない。民事保全の方は、普通の民事訴訟の事件との関係もあり、履修する人もまだいるのだが、民事執行の方は、執行をちゃんとやるようにと言っても、選択科目を履修してくれる割合は5分の1以下というところだ。

5月に司法試験が終わった後にはやっておきなさいと学生に言ってはいるが、9月の合格発表まではなかなかできないし、合格発表以降もなかなかできないことが多いのだろう。民事保全・執行は、本来は法科大学院でやるべきだが、導入修習でもつついてもらう、不足を実感してもらうということだろう。

もう一つの裁判官の役割等については、裁判官志望でないから興味がないというのは全く逆で、裁判官志望でないからこそ裁判官とはどんなものだというのを真面目に見ておくべきだと思う。逆に裁判官志望の人には、弁護士の仕事をよく見ておけ、特に報酬のもらい方などはよく見ておくべきだということを、教え子には言っている。私の経験でも、助教授になり実務家の方と接するようになったときに、裁判というのは裁判官だけでやっているのではなく、書記官が非常に大きな役割を果たしているのだということを知って、不明を恥じたことがあった。この講義の中でどこまで教えていच्छやるのかは知らないが、裁判官志望でない人こそ、その辺りのことをどこかで身に付けておかなければならないと思う。

次に、修習生のアンケートについても、不足を感じて勉強しなければと思う項目がそれなりにあるということは嬉しいことだ。各カリキュラムの内容についても、「役に立った」という回答がおおむね多いようである。ただ、これをやってほしかったという回答に「倒産法の知識」が挙げられているのは、なぜこれを導入修習でやらなければいけないのか、さっぱり分からない。弁護実務修習中などに破産事件に触れる機会があったということだろうか。ただ、これを導入修習でやるかどうかはまた別問題であろう。

(井窪委員)

ここは、先ほども出たように、導入修習の意義・目的に関する理解の違いがあるのかなという気がする。修習生の立場でも指導担当者の立場でも、修習生が実務で使う知識を何でもよく身に付けていれば、修習もやりやすいし実効性も高いので、それを期待するのは分からないではない。だが、本来の導入修習の目的は、本人の知識・能力の不足について自覚させて、自学自修を促すという点にあり、非常に息の長い教育効果を期待している。このことからすると、実務で倒産手続に触れるから倒産法を勉強させようというのは、少し方向性が違うのではないか。この結果はあまり気にしなくてもよい、引きずられる必要はないのではないかという気がする。

(木崎幹事)

この問3の質問は、本来は、導入修習ではやっていないもの、他に何かあるかとの問題であるはずだが、修習生の回答では、「倒産法の知識」以外については、「民事執行・保全法の知識」や「事実認定」のように、導入修習でやっている内容を記載した人が多く、質問の趣旨を誤解して書いているのかなと思った。

一方で、これは先ほどの説明の補足だが、民事保全・執行については、講義をやっているときにはポカンとちんぷんかんぷんな様子で聞いていて、第1アンケートではマイナスの評価をしたものの、実務修習で保全・執行の事件に触れる機会があり、自学自修で関心を高めた上で、集合修習に戻ってきた人もいたものと思われる。今回の第2アンケートの自由記載欄の回答で、保全・執行のカリキュラムについて、導入修習で講義を受けたときには分からなかったけれど、実務修習を経て、教官が言っていたこと、レジュメに書いてあったことがよく分かったといった積極的な評価の記載もあったところである。ただ、そうは言っても、民弁講義1については、「役に立たなかった」との割合が多いが、これについては、やや自己弁護にはなるが、「役に立

たなかった」と回答した理由として、実務修習中に保全・執行の事件に当たらなかったから役に立たなかったと記載をしていた人が結構多かった。また、民弁演習2の「契約書の作成」のカリキュラムについては、実務修習中に契約書の作成をする機会がなかったから役に立たなかったと記載していた人もいた。こういった自由記載欄の回答を見ると、「役に立たなかった」と回答した人の中には、先ほどのような趣旨で回答した人もかなりいたのではないかと思われる。

(高瀬委員)

今の御発言を聞いて感じたのだが、「分野別実務修習を行うに当たってどの程度役に立ったか」という質問だと、私が回答者だったら、今おっしゃったような誤解をするかもしれない。アンケートでの質問を最近の若者でも誤解しないように易しくしてもらえるとよいのではないかと思った。

(三角幹事)

問3の自由記載の回答で「倒産法の知識」が多かった点について申し上げる。修習生が実務修習期間中に破産事件に触れることは多く、これに関連する法律問題に触れるなどして自らの知識等の不足を感じて、こういった記載をしたのではないかと思われる。ただ、先ほど御指摘をいただいたのは全くそのとおりであり、破産事件については、権利の実現過程における一連の流れとして修習段階で理解が強く要請される保全・執行とはやや位置付けが異なるものと思っている。分野別実務修習でも、破産事件の修習をさせることが必須とは必ずしも言っていないし、選択型実務修習の期間も含めて、少なくとも希望者に対しては修習する機会を与えようと考えている。その意味で、分野別実務修習への円滑な橋渡しを目的とする導入修習において、破産事件を取り扱うことが必須であるとまでは考えていない。他の項目とのバランスを考えると、導入修習の短い期間において破産事件を取り扱うことは、現状困難であろうと考えている。

(高橋委員長)

先ほど酒巻委員もおっしゃったが、導入修習はまだ始まったばかりなので、全体の評価としてはもう少し長期的に眺めていくべきものであろう。改善すべき点は改善すべきであろうが、1年目の今の段階としては、まあまあいいスタートが切れていると言ってよいのではないか。15日間を更に有効に使うにはどうしたらよいかを中長期的に眺めていきたいということだ。

続いて、吉崎幹事から、分野別実務修習の実情等について御報告をいただきたい。

(吉崎幹事)

分野別実務修習の実情等についての報告であるが、去る10月30日に開催された司法修習委員会幹事会ワーキンググループにおいて、先ほど御紹介した今年7月に実施の指担協での協議の状況や、後に御紹介する第68期司法修習生の分野別実務修習結果簿の分析結果等に基づいて、「幹事会ワーキンググループにおける検討結果」で示された「充実のための工夫」の実施状況を含め、ガイドラインの浸透状況や分野別実務修習の実情を把握するとともに、内容充実に向けた検討を行っている状況にある。このうち、ガイドラインの浸透状況については、指担協では、おおむね周知が図られていると言ってよい状況がうかがわれたが、必ずしも全ての指導担当者まで周知されているわけではなく、また、ガイドラインが配布されていても、その内容が浸透しているとは思わないなどといった意見も出された。

次に、修習結果簿の分析結果に関してさわりの部分を御紹介すると、ガイドライン発出の前後を比較して、特に検察の公判修習について改善が見られる一方、弁護修習については、67期とあまり変わらない結果となっているところである。

これらについては、先月から、実務家幹事で構成されるワーキンググループで分析・検討を始めたところであり、もう少し議論を整理した上で、改めてこの修習委員会の場で意見交換をして頂ければと思っている。

(高橋委員長)

本日は中間報告のようなものだが、結果簿の分析結果を見ると、徐々にガイドラインの方向に動いているようであり、良い方向に向かっているのだろうと思う。ただ、現場の指導者の方にはガイドラインどおりやれと言われるときついと感じられるのだろうか。ガイドラインが必修項目のようになってしまうと、きつく感じられるのかもしれない。

(井窪委員)

私の印象としては、指導担当弁護士の間で、当初期待した以上にガイドラインが浸透しているとの印象を持っている。それを前提にしつつも、例えば、ガイドラインに明記されている件数や項目にばかり拘っていると、指導内容が制約されて、せっかくバラエティのある指導ができるのに、かえって指導がしにくくなるとの声もあるが、それらもごもっともな指摘であり、ガイドラインに書かれていることがそれぞれマニュアル化してしまうと、実務修習の良いところが損なわれてしまうところもあるので、そこはあまり件数や項目にばかり拘らない方がよいのではないかとの意識を持っている。弁護修習ガイドラインの冒頭には、「弁護実務修習のねらい及び目標」と題する項目があるが、ここに書かれていることが指導に当たっていただく弁護士にとっての基本的な姿勢、プリンシプルであり、これを前提に、以下具体的な項目や件数が望ましい修習の在り方として書かれている。個々の弁護士によって、守備範囲の広い狭いはあるし、あるいは、時期によって事件があつたりなかったりというバラツキがあつたりするけども、そうであっても、ガイドラインの趣旨を汲んで指導に当たっていただければ、十分に実務修習の実を上げることが可能であろうし、実際に、おおむねそういった方向に進んでいるものと認識している。

(高橋委員長)

この辺りは、長期的には新しい制度の下で実務家になった方が指導者にな

っていけば、どんどん良い方向に行くことになろう。旧制度で修習を受けた人については、新制度の捉え方にギャップがあったとの側面があるのではないか。そういう意味で、長期的には楽観できるであろう。いずれにせよ、この点はワーキンググループでの検討を続けていただきたい。

本日の御議論を踏まえ、委員長としては、次のような形で修習委員会の意見を取りまとめさせていただきたい。

1番目に、導入修習については、現状の期間で過不足はないが、そのカリキュラムについては、今後とも、司法研修所教官室において、導入修習の目的に沿った充実した内容となるよう、引き続き検討を重ねていただきたい。

2番目に、分野別実務修習の充実については、更に把握された実情を踏まえつつ、まずはワーキンググループにおいて実務的に詰めた議論を継続していただきたい。

補足すると、1番目の点については、本来は自学自修に委ねるべき点であっても、放っておくとどうしてもあれもこれもとなってしまうので、その辺りも意識しながら、導入修習の更なる充実に向かって司法研修所教官室において御検討を続けていただきたいということである。2番目の点については、ワーキンググループで御検討いただき、その結果をしかるべき時期にこの委員会に上げていただければと思う。

以上の2点を取りまとめさせていただきたいが、いかがか。

(委員・幹事)

(異議なく了承)

(高橋委員長)

次回の委員会の具体的な日程については、後日調整をさせていただきたい。それではこれをもって第30回司法修習委員会を終了する。

以 上